



平成 28 年 4 月 8 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
福岡リート投資法人
代表者名 執行役員 松雪 恵津男
(コード番号：8968)

資産運用会社名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
株式会社福岡リアルティ
代表者名 代表取締役社長 松雪 恵津男
問い合わせ先 財務部長 綾部 博之
TEL. 092-272-3900

賃料減額訴訟における訴えの取下げの合意についてのお知らせ

本投資法人は、平成 25 年 1 月 8 日付「本投資法人の所有物件に係る賃料減額訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しております通り、運用資産である「キャナルシティ博多」及び「キャナルシティ博多・B」(以下「本物件」といいます。)の賃借人である株式会社キャナルシティ・オーパ(以下「本賃借人」といいます。)が、本物件のマスターレシーである福岡地所株式会社(以下「本マスターレシー」といいます。)に対し、賃料減額訴訟(以下「本訴訟」といいます。)を提起し、福岡地方裁判所に本訴訟が係属していましたが、本日、下記の通り、訴外にて訴えの取下げの合意(以下「本合意」といいます。)が成立し、本訴訟が終結することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 本合意の主な内容

(1) 訴えの取下げの合意

本賃借人は、賃料減額請求を撤回し、本日より 1 週間以内に、福岡地方裁判所に対して、本訴訟に関する訴えの取下げを行う。

(2) 賃料

平成 22 年 9 月以降の月額賃料について、現行賃料を適用することを確認する。

(3) 契約期間

賃貸借契約の契約期間について、平成 28 年 4 月 20 日からの 3 年間の更新とする。

(4) キャナルシティ博多全体の活性化

本賃借人は、キャナルシティ博多全体の将来に向けた発展及び競争力強化のため、本マスターレシーと協力の上、積極的に活性化に取り組むものとする。

2. 本訴訟の終結について

本訴訟は、平成 24 年 12 月 11 日に本賃借人より訴訟提起され、平成 22 年 9 月以降の賃料につき現行賃料比約 12%の賃料減額を請求されていたものです。

本投資法人は、本賃借人の賃料減額請求は合理的な理由を欠くものと考え、本マスターレシーを通じて、本訴訟にてその旨を主張する一方、本訴訟の長期化が、本物件の魅力の向上や競争力の強化の阻害になると考えておりました。

今般、本賃借人から訴えの取下げの申入れがあり、本賃借人との間で協議を進めた結果、上記1.の内容にて合意に至りました。なお、訴えの取下げであるため、本賃借人に対する清算金や解決金の支払いはありません。

本投資法人は、本合意の成立により、本投資法人、本マスターレシー及び本賃借人との間のリレーションが更に強化されるとともに、本物件の中長期的な安定及びキャナルシティ博多全体の発展に資すると考えております。

3. 今後の見通し

本合意に伴い、本日付決算短信にて公表しております「平成28年8月期の運用状況の予想（平成28年3月1日～平成28年8月31日）及び平成29年2月期の運用状況の予想（平成28年9月1日～平成29年2月28日）」に与える影響はありません。

また、本投資法人は、本訴訟に関する賃料差額見込分についての仮受金又は訴訟損失引当金を計上していません。

以上

* 本資料の配布先

兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、福岡経済記者クラブ、福岡証券金融記者クラブ

* 本投資法人のホームページアドレス <http://www.fukuoka-reit.jp>